

# 総務常任委員長報告



総務常任委員長

湯淺 正司

質疑があり、財政課長

より「今年度、最終的には、財政調整基金の中から、幾らかの取り崩しは必要になつてくると思いますが、今後、国・県の動向による変動は想定されるものの、将来の財政運営を考えるうえで、何とか最小限に済むよう取り組んでまいります。また、市債に関しまして、当初予算は約11億でのスタートでしたが、今回の震災を受けまして、現在約22億となつております。今後、平成30年以降に財政的なピークを迎えると思われますが、災害復旧に伴う起債の償還額の推移にも十分注意を払い、財政運営を行っていくことが必要があるのか。」との

委員より、「財政調整基金について、今回取り崩したあの残高が5,500万円とのことだが、この残高はある程度確保できる状況にあるのか。」との答弁がありました。

## 財政課所管分

議案第64号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

## 総務課所管分

委員より「人件費の関連で、職員の適正人員はどうになつているか。また、今回の災害で、臨時職員の採用をしている自治体も

あります。ただ、今回、このような災害を受け、員はどうになつているか。また、今回の災害で、臨時職員の採用をしている自治体も

あります。ただ、今回、このように災害を受け、員はどうになつているか。また、今回の災害で、臨時職員の採用をしている自治体も



被災した阿蘇駅



震災後、ねじれた線路

の適正人員数については、協議を重ねる必要があると考えます。また、現在の再任用の制度をうまく活用したいと考えております。」との答弁がありました。これに対し、別の委員より、「再任用の職員は、数名しかいなかっため、想定外の事態が起つたときには、臨時の職員をどのように補充していくかが重要であります。」との

はないか。例えば、どこに雇用をお願いし、どこから応援を求める等、その辺りの対策は考慮しておくべきだと考えております。」との答弁がありました。これに対し、別の委員より、「再任用の職員は、数名しかいなかっため、想定外の事態が起つたときには、臨時の職員を抱えるということは不可能だと思う。緊急時に補充できる体制を検討しておくべき

である。今回の震災に  
関しては、九州各県から支援を受け、非常に  
助かっている。今後も  
被害の状況に応じて、  
県内だけではなく、広  
域連携での取り組みが  
必要不可欠である。「  
との意見があり、それ  
を受け、課長より「今  
回の災害では、熊本県  
のほか、宮崎県や長崎  
県等から、長期にわた  
り、様々な分野で人的  
支援をしていただきま  
した。特に今後は農政  
や土木関係において、  
査定設計等、専門職が  
必要になつてくること  
から、新たに、熊本県  
に対し、農業土木の専  
門家や技術者等の中長  
期的な派遣を要請して  
おります。委員が言わ  
れました通り、広域連  
携ということで、他県  
からの人的支援も有効  
に活用させていただき  
ながら、他自治体での  
有事の際には、本市か  
らも職員を派遣し、現  
場で見て、学んで、持



## 参議院議員選挙期日前投票の様子

ち帰る。そういった交流も深めながら、職員として災害に対するスキルアップ等も図っていく必要があると考えます。」との答弁がありました。

別の委員より、「選挙費委託金の関連で、投票所を集約するということだが、それに関して、市民への周知はどうのように取り組むの

か。混乱がないよう計  
画されているのか。」  
との質疑があり、課長  
より「お知らせ端末や  
広報あそ等を活用し広  
く周知を行います。併  
せて、当日は防災無線  
でも対応します。入場  
券にも、投票所が変更  
間違われることのないと  
ようにしていきたいと  
考えております。また

これまでの投票所についても、看板を設け、変更になつた投票所をご案内するよう計画しております。」との答弁がありました。

22箇所の投票所に職員を張りつけた場合、有事の際に、また、避難勧告・避難指示の際に対応可能な動ける人員を確保できなくなることから、投票所の集約をさせていただきました。」との答弁があり、別の委員より「周知の部分で、防災無線はもちろん、集約する地区については、区長にも

議案第74号「平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について」

本案は、熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るために、特別措置に関する法律が熊本地震にも対応されたことに伴い、本条例が制定されたことから、特に質疑・意見はなく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。